

建築保全業務費<施設警備>の積算方法

別添 3

～『建築保全業務積算要領』（平成30年度版）より～

直接人件費(労務単価)を基準＝100%として、必要経費を加えて予定価格が積算される。
 (各経費を個別に算出することが難しい場合は)各経費ごとに定められた経費率を乗じて、
 ①直接業務費 ⇒ ②業務原価 ⇒ ③業務価格 の順で算出する。

直接人件費 (建築保全業務 労務単価) 100%	直接物品費 労務単価の1～3%	業務管理費 (法定福利費を含む) 直接業務費の18～22%	一般管理費等 業務原価の9～14%
① 直接業務費		② 業務原価	③ 業務価格
		{ 最低 129.906% 最高 143.252% }	

※ 直接人件費(労務単価)に対し、最低「101% × 118% × 109% =129.906%」、最高「103% × 122% × 114%=143.252%」となる。

『建築保全業務積算基準』 警備の各経費率と費目内容

直接人件費

国交省が定める予定価格積算の参考とするための労務単価を基にして、現場ごとの必要人員分をかけて算出するもの。労務単価は、毎年実施される企業への実態調査結果に基づいて、日割り基礎単価（1名 8時間あたり 全国10地域ごとに公表）と、そのほか割増基礎単価、宿直単価が示されている。

直接物品費

経費率：1～3%

業務担当者が、当該業務を行うのに必要な物品等を消費することによって発生する費用。

- ・ 消耗品
- ・ 消耗部品、材料費
- ・ 工具、用具費
- ・ 機械用具費
- ・ その他雑費

- ◎ 装備品等
制服や警戒棒、防刃ベスト等の装備品、非金属性の楯、金属探知機、誘導灯、警笛
- ◎ 常駐業務室、控室
常駐業務室、警備員詰所、控室および付帯する机、ロッカー等の什器備品
- ◎ 消耗品等
ロープ、ゴミ袋、乾電池等

業務管理費

経費率：18～22%

業務を実施するうえで、受注者が現場業務を管理運営するために必要な直接人件費、直接物品費以外の費用。

- ・ 業務責任者給料手当
- ・ 業務担当者、及び責任者の法定福利費、退職金
- ・ 同上の 福利厚生費
- ・ 同上の 業務管理費（募集、研修、教育等）
- ・ 同上の 安全管理費
- ・ 同上の 通信交通費、事務用品費
- ・ 租税公課（業務関係） ・ 保険料
- ・ その他いづれにも属さない費用

- ◎ 警備員の法定福利費、退職金
警備員（現業職）の健康保険、介護保険、厚生年金、雇用保険、労災保険の保険料の事業主負担分（⇔ 警備員以外は一般管理費に分類）
- ◎ 募集費
警備員募集に要す費用
- ◎ 研修・教育費
警備員の研修・教育・訓練に要す費用（研修に係る人件費含む）

一般管理費等

経費率：9～14%

直接人件費や上記費用のいづれにも該当しない費用で、受注者が企業を維持運営していくために必要な費用。一般管理費（販売費を含む）及び付加利益。

- ・ 役員報酬 ・ (警備員以外の) 一般社員の給料手当 ・ 一般社員の法定福利費事業主負担分、退職金
- ・ 一般社員の福利厚生費 ・ 修繕維持費 ・ 一般社員が使用する事務用品費、通信交通費 ・ 光熱水費
- ・ 広告宣伝費 ・ 地代家賃 ・ 調査研究費 ・ 寄付金 ・ 交際費 ・ 減価償却費
- ・ 租税公課 ・ 保険料（火災保険、その他損害保険）

- ・ 法人税、都道府県民税、市町村民税等 ・ 株主配当金 ・ 役員賞与 ・ 内部留保金
- ・ 支払利息及び割引料その他営業外費用 等